

第十六回国会 大蔵委員会 議録 第十五号

昭和二十八年七月四日(土曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

- 委員長 千葉三郎君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 吉米地英俊君
- 理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君
- 理事 佐藤 觀次郎君 理事 島村 一郎君
- 有田 二郎君 大上 司君
- 大平 正芳君 藤枝 泉介君
- 福田 繁芳君 小川 豊明君
- 久保田 徳松君 春日 一幸君
- 平岡 忠次郎君 福田 魁夫君

出席政府委員

- 大蔵事務官(日本専売公社監理官) 今泉 兼寛君
- 大蔵事務官(主計局法規課長) 白石 正雄君
- 大蔵事務官(大蔵事務官) 石田 正君
- 大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君
- 食糧庁長官 前谷 重夫君

委員外の出席者

- 日本専売公社総裁 入間野武雄君
- 日本専売公社 西川 三次君
- 社塩部部長 社塩部部長 椎木 文也君
- 専門員 黒田 久太君
- 専門員

七月四日

委員今澄君若君任につき、その補欠として春日一幸君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件 国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する

第一類第六号

大蔵委員会議録第十五号 昭和二十八年七月四日

法律案 参議院提出、参法第一号)

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第一二二号) 塩業組合法案(内閣提出第一二二二号) 信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号)

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案(内閣提出第一四四号)(参議院送付) 一般会計の歳出の財源に充てるため

の緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出第三四号) 昭和二十一年度における一般会計、

帝國鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号) 金管理法案(内閣提出第五五五号)(参議院送付)

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号) 昭和二十八年年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第七七号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号) 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四号) 閉鎖機関令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)

保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号) 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三号) 法律案(内閣提出第一二三号) 社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号) 信用保証協会法案(内閣提出第一二五号)

○千葉委員長 これより会議を開きます。本日の日程に掲げました国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案外二十法案を一括議題として質疑を続行いたします。なお本日政府委員といたしまして、日本専売公社監理官今泉君、説明員といたしまして、日本専売公社総裁入間野君、また日本専売公社の塩部部長西川君の諸君が出席しております。質疑は通告順によつて許します。福田君。

○福田(業)委員 私は目下上程になつております塩業組合法案に関して、過日來の質疑の残つておる數点を御質問

いたしたいと思つております。まずその前提として、本日新しい総裁がせつかく御出席されておりますので、私の聞くところによりますと、専売公社の新総裁は、専売事業に関して一方ならぬ抱負と経験があると聞いておるし、加えて数年間野にありまして、専売事業に關連する民の声を長らくお聞きなされておられるということも聞いておりますので、よい機会でございますから、この際新総裁から専売事業に關する抱負とかが、経験とかが、さうなご考慮の点を一応お示し願えますれば、これから質問する上において非常に参考になると思つてござい

○入間野説明員 今回はからずも専売公社総裁を拜命いたしましたので、久しぶりで皆様方にお目にかかる機会を得ましたことは、私のまことに光榮と存じますところでございます。専売事業に關しましては、平素陰に陽に御鞭達をいただき、ことに關係法案の審議に關しまして、格別の御配慮にあずかつておたえなことには、まことに感謝の至りたえないところであります。ただいま福田委員からたいへんお厚いお言葉をいただきましたので、まことに汗顔の至りであります。実は私専売局におりましたのも、もう十八年の昔になつております。ただいまになつてみますれば、まるで浦島太郎が龍宮から歸つたよう、世の中がまるきりかわりました、何もわからないで面くらつておるような始末でございます。また終戦後

は世の中から遠ざかつておりました、新しい世の中の動きについてもまったく存じておりませんようなわけで、今各部長から所管事項の説明を聞きまして、せつかく勉強いたしておる次第であります。ここに抱負、経験などと申しましておこがましく申し上げることは、はなはだ僭越であると存じますので、もうしばらく勉強させていただきます。また次の機会にでも述べさせていただきますが、皆様方の御鞭達によりますのでこの任を果し、専売事業發展のために、またわが国再建のためにいささかなりとも御奉公できますならば、望外の仕合せであると存じます。どうぞよろしく今後お引きまわしを願います。

○福田(業)委員 ただいまの新総裁の非常に御謙遜なるお言葉をいただきましたので、われ／＼本法案を審議いたしつつある委員として、心から一応了承いたしたいと存するのであります。そこで本問題に移るのでござい

ます。私が以下數点に關して質問することにつきまして、願わくは塩部部長の他の諸君から逐一こまかに御答弁願えますれば、幸甚と存じます。

まず順序として伺いたのであります。先般來塩部部長その他の諸君のお話を承りますと、国内塩業需給対策に對して、昭和二十五年三月十七日の閣議決定をあくまで御尊重されて、あらゆる角度から御検討されておるといふ点に對して、いたくわれ／＼敬意を

いたしたいと思つております。まずその前提として、本日新しい総裁がせつかく御出席されておりますので、私の聞くところによりますと、専売公社の新総裁は、専売事業に関して一方ならぬ抱負と経験があると聞いておるし、加えて数年間野にありまして、専売事業に關連する民の声を長らくお聞きなされておられるということも聞いておりますので、よい機会でございますから、この際新総裁から専売事業に關する抱負とかが、経験とかが、さうなご考慮の点を一応お示し願えますれば、これから質問する上において非常に参考になると思つてござい

表し、またわれ／＼立法府におる者と
しても、この面に対しては全面的の御
支援をいたさんと考えておるのであり
ます。そこで一応御参考伺いたいのは
は、現在の塩の収納価格であります
が、これはいつおきめになられて、ト
ン当り幾らになつておるかということ
を一応御明示願いたいと思つたのであ
ります。

○西川説明員 現在の収納価格は昭和
二十七年一月に改訂されて、トン
当り一万三千円ほどになつておりま
す。

○福田(繁)委員 現在の価格は、昭和
二十七年一月に決定せられてトン当り
一万三千円ということをして同つたので
ありますが、塩の価格は全国一本建て
でありますので、生産力の比較的一部
はこれで十分であります。が、それ
以外の土地においては、昨年四、五月
以来赤字経営をいたしておると私は聞
いておる。現に先般取寄せました資料
を見てみますと、塩業者の借入金金、
このトン当り一万三千円をきめた昭和
二十七年一月の当時には大体二十億と
いう資料が出ております。しかるに二
十一年たない今日、この借入金金約三
十五億になつておる。この借入金金の
大に倍加している点から見ても、
赤字経営であるということがはつきり
私たちにもわかると思つたのでありま
す。先般来皆様のお話を聞きました
も、増産計画を立てる上に、あるいは
また改良事業をやるにしても、赤字経
営ということをして打破して、ある程度
自己の調達資金の用意ができるくらい
の採算がとり得るようにはやらないと、
塩の増産対策ということも樹立が不可
能じやなからうかと私は思つたのであ
ります。

ことに、加えて最近では、労働者の一般
賃金ペーセスも昨年一月から比べて二
%ないし七%上昇しておることは事
実であります。そういう状況に
おいて、あちらこちらの塩業地にお
いては、値上げ要求のためにストライキ
をやつておる事実もある。具体的
例をとつて申しますれば、私は瀬戸内
海沿岸の出身であります。私らの香
川県においても、所々方々においてス
トを開始しておる。こういう現状をこ
のままにしておきますと、専売公社で
ありとあらゆる角度から増産計画をさ
れまして、事実上減産の一途をたど
るのみでなからうかと私は考へる。そ
こでひとつ専売公社の責任官職部の諸
君にお伺いしたいのは、何とか昨
年一月に決定したトン当り一万三千円
というものを、根本的に再検討され
て、赤字経営にならぬ、どうにか通常
経営になれるように、トン当りの価格
の引上げをする御意思があるかどう
か、まず伺つておきたいと思つたので
あります。

○入間野説明員 福田委員の御質問に
対し、大綱だけを私から申し上げたい
と思つた。塩業者が赤字経営をして
いるというお言葉であります。私は
まことに憂慮にたえぬことであると考
へております。塩業者といえども、専
売事業の一環であります。これらの
人々の福祉を望むことは、私も常に
念願としておるところであります。
従つて、ただいまお話しのごとく、
はたして赤字経営になつておるかどう
か、昨年一月以来の物価は大体にお
いて横ばいの状態を示しておりますの
で、はたしてそういう実情になつてお
るかどうかということにつきましては

十分考慮しなければならぬと考へます
が、公社としても、昨年度における塩
の生産実費をたゞいま調査いたしてお
ります。その調査の数字を見ました上
で、はたして御説のごときがある
ならば、これは考慮しなければならぬ
と思つた。いづれ数字を見た上での
ことではあります。せつかく当局に命
じて調査中でありまして、その点御
了承願つておきたいと思つた。

○福田(繁)委員 今の総裁のお言葉も
一応了承できるのであります。今か
ら御調査をされて、その結果がわか
つてから再検討されるというのでは、少
くとも二、三箇月、あるいは二、
三箇月を時間的に要するわけです。御
承知の、これからの塩の収獲条件に一
番恵まれておる直前に、今あちらこ
ちらのストを解決しないという、と
うていその線に沿うことができぬと思
う。なるほどあなたがおっしゃるよう
に、物価の横ばいで採算がとれてお
るところもありませんし、もつと具体的に
言いますならば、十年なり十五年の昔
近代設備をやつて、そうしてどん／＼
毎年家業を続けておる者にとりまして
は、これは採算がとれておる。しかし
ながら専売公社の御奨励に基きまし
て、昨年あたりからこの資材高、すべ
ての設備も高いときに、大量の負担金
並びに大量の補助金をいただいたとい
えども、それによつて家業を始めた
者は、とうてい一万三千円では成り立
たないと思つた。そこで御検討、御研
究くださることもけつこうであります
けれども、最善期を控えて今のストの解
決の機にもあるのでありますから、生
産に携わつておる人も納得できるよう
な答弁を、この委員会を通して聞か

てもらえれば、これもまた国内製塩対策
に非常に貢献できるのではなからうか
と思つたので、その点に對してもう
一度お答えを願いたいと思つた。

○入間野説明員 ただいまの御質問で
あります。明確にここで申し上げ
ることは至難であると存じます。い
れにいたしまして、予算に關連の
問題でありまして、私がここで
ますとか、できませんとかいうこと
をいつきり申し上げることは差控
えたいと思つた。とにかく赤字経営
をしておるといふことだけは、何と
かこれを打開して行かなければならぬ
と考へておる。この点については、
私も十分研究いたしました
上では善処したいと存じます。

○福田(繁)委員 ただいまの塩の価格
の問題に對しては、総裁から非常に誠
意あふれる御答弁を伺いたしました
ので、これで私は打ち切りますが、な
おどういふことが、相なるべくは、今
申しましたように最善期に對しての
争議を控えておる今日でありますか
ら、一刻も早く御検討の上、美談に
移していただくことを重ねて私は御
要求いたしておきたいと思つたので
あります。

次に、流下式塩田と加圧式製塩につ
いて、先般來の質問を塩田部長に統
行いたしてみたいと思つたのであり
ます。国内における塩田の面積は、約
四百七十町歩といふことはわれ／＼も承
知しておる。この大部分は、
御承知の入浜式塩田であります。近年
この入浜式塩田を流下式塩田に改良
する機運が非常に強まつて、その成
績もきわめて良好であるといふこと
を先般聞かされたのであります。そ
こで私は伺いたいのであります。専
売公社

局におきましては、このたびの増産計
画に對して、どの程度流下式塩田へ
の改造を計画せられておるか、これが
第一点。もう一点は、それによつて
どの程度増大せしめられるかという
お見通しであるかというのが第二点。
もう一点は、生産費をどの程度軽減
せしめられるか。この三点について、
入浜式塩田を流下式塩田に切りか
えた場合の見通しを伺いたいと思つた
のであります。

○西川説明員 流下式塩田への改造と
して考へておられますのは、全国で約
一千町歩あります。それからこの一
千町歩の流下式改造によりまして生
産増が八万トン、こういうことにな
つておる。なおこれによるコストの
低減でございますが、これは地域によ
り、また現在の製塩の平がまとか蒸
気とか真空とか、そういう方式によ
りまして違つておる。大体平均して
三割程度のコストの低減になる。か
ように考へておられます。

○福田(繁)委員 よくわかりました。
さすれば、その次に加圧式製塩工場
についてちよつと簡単に伺いたいと思
つた。先般の御説明によりますと、昨
年七月に小名浜において加圧式製塩
工場を建設して、きわめて良好な成
績を上げておられるといふことを伺
つたのであります。この加圧式に供
給されておられます電力といふのは、
大体キロワット一円二、三十錢程度
と伺つたのであります。ちよつと先
日本委員会におきまして、電力開
発に關連する法案を審議いたしたつ
つありますときに、電力関係の専門
家を招致して、今後の電力の見通し
及び電力のコストに對する見通しを
伺つたのであります。実は非常に悲
しむべき見通しであつた

二

わけでございます。とうていキロワツト三以下では今後電氣はでき得ない、あるいは四以上に上まわるのではありませんかというふうな何つたのではありませんが、先般塩産部長のお話によりますと、大体一四二、三十銭の電力を使つて十万吨・プラントで八千四、五百円、約九千程度のコストになる、こういつた見通しのもとに、現在の一万トン・プラントとともに十万吨・プラントを考へ、またあちらこちらの要望にもこたえられるように協力されるというお話でありましたが、電力はそういった数字、要するに今後三田なり三四五十銭というふうな価格をださざる場合には、これはやはり一つの絵に描いたばかりと申しますか、この際プラントをつくつて試験的におやりになられたもこれをもつて企業化しても増産計画に間に合はぬのではなからうかと思はれるはははは、この電力に対する見直し、並びにそれに関連した御所見が御座れば御参考にお伺つておきたいと思つてあります。

○西川説明員 ただいまの御質問でございますが、お説の通り、電源開発計画を聞いてみますと、相当設備が大きくなりまして、どうしても一キロ当り三円以上になるといふようなことは私も聞いておりますが、ただ例外的と申しますか、たとえば鹿児島島の屋久島、あるいは四国の奈半利川、四万十川というふうな特定地域におきましては、かなり立地条件が良好なため三四以下、つまり一円七十銭くらいから二円五十銭見当できるところもあるやにわれ／＼は聞いておるわけでありま

す。そこでこの加圧式の製塩におきましては、御承知のように電力料金が決定的な条件になるわけでありまして、小名浜の例によりますと、大体原単位は、トン当りについて電力が二千二百キロというふうになつておりますが、その点は、なお技術的研究のいかんによりましては、その原単位を下げ得るといふ問題があるわけでありまして、たとえばスケールの除去といふような問題がありますが、このスケールの除去が技術的に成功いたしますれば、これは原単位を現在の二千二百、三から千三百、あるいは千くらいまで低下し得る、こういう見通しもあるわけでありまして、そういうふうなことを彼此勘案いたしますれば、全国各地とは申しませんが、特定地域においては、加圧式製塩でも十分ペイし得る、こういう見通しも考へられるわけでありまして、われ／＼としましては、そういうふうなペイし得る地域において、加圧式製塩を考へたらどうか、あるいは、こういう考へ方を持つておるわけでありまして、現在のところでは、入浜式塩田は、こじばらぐの間は決してこれを無視するわけには行かぬわけでありまして、この入浜塩田を基礎にしての真空式製塩方式を今後とも進めて行きたい、かように考へておる次第であります。

○福田(兼)委員 この加圧式において、電力の価格が現在の二四二、三十銭でそういう見通しになるのだが、大体それは倍の二四四、五十銭、また一方はスケールの除去によつて、二千二、三百キロワット・アワーというものをある程度減ずるといふので調節をとられると、ある地区においては多分に採算がとれて、それによつて国内需給対策にお役に立つこととは私も了承して、その通りできれば非常にけっこうだと思つております。さすれば伺いたいのでありますが、そうなりますと、在来の塩田による製塩業との調節について、何らかの対策をお持ちになつておられるか、これを伺いたいと思つて

○西川説明員 加圧式と真空式との調節問題でございますが、この点は、大体加圧式の場合は二つ考へられるかと思つておられます。主として塩を採取する採掘面における場合と、それから煮詰めます煎熱部面と、この二つに考へればはつきりするかと思つております。この塩を採取する採掘面におきましては、この塩は、従来の真空式の一部を加圧式にかへることによつてその目的が達成せられる、かように考へられるわけでありまして、煎熱関係におきましては、これは加圧式の方は大部分が電力でありまして、真空式の方は、加圧式に比べて電力が少なくて石炭が多い、こういう状態でありまして、この両者の調整は、今後の炭価の推移、つまり石炭が安くなるか、高くなるか、こういう見直し、あるいは電力料金が安くなるか、高くなるか、こういう推移によりまして、要するに有利な方を企業的には採用すべきであるといふふうなことになるので、今後炭価が相当下るといふふうなことでありますれば、真空式を有利とするわけでありまして、それからこれは逆に、炭価は上るけれども、電力は安くなる、こういうふうな見直しであれば、加圧式の方が有利である、かように考へられますので、その辺今後の推移も十分考へあわせまして、この両者のいづれかを推進する、かような方法で進みたいと思つておる次第であります。

○福田(兼)委員 よくわかりました。私はこの法案に対して、過般契約三回にわたつて、専売会社の諸君といふ御質問のとりかわしをいたしましたわけなんですけれども、要約するところ、先般申した閣議決定を尊重し、なおど

うしても国内需給対策として七十万吨確保のために、あらゆる苦心と研究に尽瘁されておられることは、われ／＼も非常に了承するところでありまして、いねがわくは国内の、あるいは国際情勢のいかんにかかわらず、一箇年の消費量の約三分の一の七十万吨はせむとも確保するように、懸命の努力を払つていただきたいと思つておるわけでありまして、そこでもう一度くどいようでありまして、どう考へましても、この収納価格を引上げてやらぬことには、とうてい皆さん方の御苦心に錦上添花が映かぬことになると思つておるわけでありまして、現に昨日も皆さん御出席の上に、あなた方の所管でありますタバコの会におきまして、私が緊急動議として出しました葉タバコの収納価格の審議会の一割五分を上げるといふ答申案を、全会一致で承認してもらいたいといふことを、タバコの会で動議として提出いたしましたところが、御承知のように満場一致をもつて可決いただいた。葉タバコ耕作者は、二割五分上げてくれといつておられるのです。それを審議会の意見をそんたくして、一割五分に持つて行こうといふあゝいゝ空気があり、これに対して総裁からも非常にごけつこうな御返事を伺つたわけなんです。これは葉タバコの問題と同時に塩の問題に関連を持つておるので、これ以上申すまでもなくよくおわかりでございますが、作業に障害がないよう、このストを一日も早くのけてしまふために、もう一度の御研究を、一刻も早くそれを決定されて、もう一つは、錦上添花の映かぬ結果を

心から期待いたすわけでありませぬ。私
のこの件に関する質問はこれで終りま
す。

○有田(二)委員 総裁はまだ御就任に
なつて日が浅いので、いざれ御勉強に
なつた時分にこまかく御質問申し上げ
ようと思つたのですが、きょうは総裁に
ひとつ常識論を聞かしていただきたく
と思つたのであります。吉田総理大臣
が、かつてタバコの民営という問題を
考へて、そういう大意見を述べたこと
があるのですが、タバコの民営に対し
ての、総裁としてでなくともけつこうで
ございませぬ。入間野さん個人の意見を
お聞かせいただきたいと思ひます。

○入間野説明員 有田さんの御質問に
お答えいたしますが、実に重大な問題
であると思つております。たしかこの
問題の起きましたときに委員会ができ
まして、その答申は、時期尚早か何か
という答申になつておるようによ承し
ております。ただいま私といたしまし
ても、そのいれが可なりやというこ
とにつつましては、まことに迷つてお
ります。しかしながら、従来の専売局
が専売公社となりまして、着物を着か
えまして以上は、会社らしく民意に沿
うて進んで行きたい、こう考へており
ます。

○有田(二)委員 タバコの民営が是か
否かということについては、これは重
大な問題であります。タバコの民営
が問題になるということにつつまして
は、これはタバコの専売についての欠
陥があるからであります。タバコ専売
が非常に理想的にうまく行つておれ
ば、民営論というものは起つて来ない
と私は思ふ。最近の状態としては、タ
バコの、ピースの例をとりまして、

昔から見るとたいへんうまくなつたと
いうことは、私言えると思ひます。私
は光のやみタバコの問題と、それから
タバコがますますというので、前任監理
官の当時にやましく私は申し上げ
た。そしてタバコをもつともうましく
なければならぬ。専売の名に隠れて、
専売公社の各位が安易な考へでおられ
ることが、タバコ民営論を活発ならし
める大きな原因である、かように考へ
まして、当時いろいろ御意見を申し上
げたのであります。少くとも私は、ま
最近のピースはうまくなつており、ま
た光も以前よりはうまくなつたと考へ
ると思ひます。しかしもつともうましく
していただきたい。アメリカのタバコ
は、大して私は感心しませんが、英國
のウエストミンスターなり、スリー・
ギヤツルなり、スリー・ファイブな
りのタバコを、専売公社で出しておら
れるものをのみみますと、日本のタバ
コと比較してはるかにうまいこと
は、総裁みずからもお認めになつてお
られることだらうと思ひます。これは
一朝一夕にできないことはわれ／＼も
認めるのであります。将来は、やは
り日本のタバコが世界的に非常にうま
いタバコだということになつて海外に
輸出され、少くとも外資獲得の大きな
面を専売公社が受持つというやうな御
理想があるかどうか、この点を承りた
い。

○入間野説明員 有田委員からいろいろ
と御注意をいただいて、まことに恐
縮に存じております。御承知の通り終
戦直後、わが国におけるタバコの原料
が非常に不足いたしました。がために、
ときに他の物を混入したやうな話も聞
いております。しかしながらタバコ産

地の御出身の皆様方の絶大なる御支援
によりまして、最近におきましては、
タバコの生産量も大分増加して参りま
して、専売局といたしましては、原料
葉タバコのストックも相当程度持ち得
るやうになつたのであります。私から
申し上げますまでもなく、皆様よく
御承知と思ひますが、黄色種の葉に
つきましては、その年にとりましたも
のをただちに使つては味がますますく
なる。これを、できませば二年くらい
置けばちよと味がよくなりなすの
で、先ほど有田さんからいささかおほ
めの言葉をいただきましたように、近
ごろのタバコの味が漸次よくなつたと
いうのは、まことにその通りと私も存
じておりました。有田さんからおほめ
いただきましたことを、深く感謝いた
します。

イギリスのタバコのこともお話があ
りました。やはり御承知の通り、イギ
リスは自国に産しないもので、アメリ
カからいい葉を買いつけてまして、あ
うりつばなタバコをつくつておるの
であります。日本といたしましては、
は、日本在来の葉は、もちろんアメリ
カ種を入れました。アメリカの葉回
様のものは、氣候、風土の関係でな
なかつくるのが困難であります。し
かしながら研究、くふういたしまし
て、できるだけ品質のいい葉をつくる
ことにしまして、お説のように、でき
ることなら海外に輸出したい、こ
う考へております。私就任早々で、ま
だばつきりときめておりませんが、で
きませすれば、東南アジア方面に人手を
やります。よく見させたいと思つて考
えております。有田さんの御希望にな
つております。海外輸出につきまして

は、できるだけ努力いたしたいと考へ
ております。

○有田(二)委員 総裁にさらにお願
いしたいことは、日本の風土の関係上、
りつばな葉タバコができないという原
則論は、これはかえられない問題であ
りますから、また事実さやうであると
するならば、少くともアメリカのタバコ
のように、香料によつてよりよいタバ
コをつくる。日本の特殊性に合うやう
な御研究をさらに進められて、タバコ
の葉は悪いけれども、香料によつて非
常にいい味を出して行く。今日のアメ
リカのタバコのように、香料によつて
出して行く。ところが今日の日本のタ
バコのあり方というものは、大体英國
式の方であります。これはどうして
方で行きますならば、これはどうして
将来日本のタバコが、海外に輸出され
得る道は開かれないと思ひます。葉
タバコのいいものができない限り、英國
式のウエストミンスターとか、スリー・
ギヤツルのような方向に行こうとし
まして、結局は葉タバコがよくない
わけでありませぬから、今日の英國式
の専売公社のあり方から、アメリカ式
の香料によるいいタバコを海外へ出し得
るというやうな大転換をしなければ、
日本のタバコが海外に輸出されな
い。じやないかということ、私は個人的
に考へておるのであります。総裁の
御所見を伺いたい。

○有田(二)委員 日本人は、大体今の
日本の光なりピース、ピースは大分
香料が入つておりますけれども、とに
かくこれで大体満足し得るものと思
ふ。私が申し上げておるのは、海外輸
出の問題を申し上げておるのである。今
日あれだけ大きな規模の工場が全国に
あつて、しかも多数の従業員を持つて
国家の経営としてなされておられる専
売公社の品物が、海外へ輸出されると
いうことは、私は最も望ましいことだ
と思ふ。海外へ輸出されるためには、
国内的なタバコの一つの方針と、海外
へ輸出するタバコの方針というものが
は、これはあるいはかえて行かない
ればならない問題である。特に日本の
ように、原料のいいもののできない國
にあつては、結局今日までの長い間の
専売公社の御方針はかえて行かない
ばならない、私はかような考へを持
てております。これは私の一つの私見で
ありますから、ぜひ総裁においても、
将来御検討を賜りたいと思つてお
ります。

さらにも、この前の総裁は財界か
らお入りになつて、最近あなたとおか
わりになつたのであります。財界か
ら専売公社へ入れれば、相当仕事ができ
るだらうということ、われ／＼は大
きく期待して、前任総裁に期待をかけて
おつたのであります。結局は、専売公
社の一つの機構の下に入りますと、それ
らしい仕事はほとんどできなかつた
というやうなことを仄聞いたしておるの
であります。しかし今度の総裁は、い
わゆるもと／＼専売局におられたので
あります。しかしながら、その後長
年官吏をおやめになりました。世間の
御苦労をなめて来られたのでありま

す。この際總裁が専売公社へお入りになつて、そして勉強なさることもけつこうであります。専売公社のよくなふと思われれば、びしく改良なさる御元氣と勇氣があらばなるかどうか、この点御所見を承りたい。

○入間野野明 有田さんからたいては御質問であります。私は正しい道を歩いて行きたいと考えております。悪いことはどしどし改善して行きたいと考えております。決してそういう点において、勇氣を持たないわけでもなく、またそういう点に対する卑怯な態度をとりたいとは思っていません。ただいま専売公社が進んで行きたいとだけ念願いたしております。

○有田(二)委員 今度監理官にひとつお伺いいたします。私は先般光のやみタバコについてろくろ調査しましたところ、光の箱の印刷は、京都の専売局において多く行われている。それが大体やみタバコに流れて行つたようであり、これを調べて見ますと、箱の盗難が大きな原因であります。大体京都の専売局から出ているのは、金沢あるいは名古屋から以西の専売局の使つてゐる光の箱は、ほとんど全部京都の専売局において印刷されている。そこで本委員会が問題になりましたのは、結局京都の専売局の従業員が悪いことをしてゐるのではないかと、いろいろなデマが飛びまゝして、私は京都へ参つて調査したのであります。京都の職員が悪いことをしてゐるようない形跡はないのであります。いろくろ調べさせるところ、一例を福岡にとりまして、タバコの箱を五十万箱なら五十万箱というものを輸送するときに、輸

送途上でこの箱をとられた。専売公社では、タバコの入つた箱については非常に大切にされますが、いわゆる印刷した、べちゃんとなつたあき箱の輸送に對しては、非常にルーズであつたと、これは、私當時調査しました結果のことです。私當時調査しました結果、発見したたのであります。そこ、あき箱がどこで幾らとられて、どうしてそれがやみタバコとして市場に流れて行つたか。もちろん市場のやみタバコは、からになつた光の箱を持つて行つてつくるものもあるのですが、しかし、かきそういふような京都の専売局で印刷した光の箱が、各地方局へ輸送途上において盗難されて、それがやみタバコになつた数も莫大なものであります。福岡で私が調べましたのは、三十万箱が盗難にあつてゐる。これは、三十万箱が盗難にあつてゐる。三十万箱と申しましたも、中身が入つておられないのであります。容量はきめて少い。従ひまして、こういう専売品であります。ゆゑに、こういうもの盗難に對して、専売公社としては十分監督を厳重にしなければならぬ。しかく考へておるのであります。その後本委員会に報告もありませんが、監理官としては、前監理官との引継ぎもあつたろうと思つて、これに對する御意見を承りたい。

○今泉政府委員 具体的の話としては、私前の監理官から引継いでおりません。ただ、さういふことが全国どこかにあつたといふことは聞いておりましたが、具体的な例は、これから歸りましてよく調査いたしました。事実についてその結果等を申し上げたいと思つておられます。

○有田(二)委員 監理官がひとつ勉強していただきたいのは、京都の専売局の従業員があらぬぬれぎぬを着せられておるのであります。京都では、関西のほとんどの光の箱の印刷をしてゐる。従つて京都の専売局の者が悪いことをしてゐるのだといふデマが新聞にも飛びまゝして、非常に迷惑をしてゐる。これを監理官がひとつはつきりして、今まで京都で印刷した箱は各地に送られて、各地でこれだけ盗難にあつたという過去三年ほどの実績をお調べになつて、本委員会に御報告願いたい。

さらに總裁にもう一点お伺ひしたいのは、最近富士の二十本入りが出ておられますが、十本入り六十本入りのをつくと、非常に私はいいと思つて、それからタバコの外の箱は非常に体裁がよくできておられますが、これはアメリカからとられたもので非常にけつこうだと思つておられます。けれども、あのタバコの上に印刷してある印刷が、私は少し強過ぎるやうな感じがするのであります。とにかく将来富士の十本入りをおつくりになる御研究をなさるかどうか、御所見を承りたい。

○入間野野明 たいだいまの御質問であります。二十本入りにして出しました理由その他について、まだ詳しく調べておりません。それを十本入りにした方がよいかどうかは、御趣旨もあつたので、研究いたさせていたただきたいと思つておられます。

○有田(二)委員 二十本入りをなくせといふことを申し上げておられるのは、二十本入りけつこうであります。しかし、十本入りもおつくりになつたらどうか。専売公社も商売をなさつておられるのでありますから、買う方の気持から言つて、十本入り六十本入があつた方がよいのではないか。さらにタバコの

上に印刷してゐる印刷も、あれだけりつばな容器に入りながら、私はタバコの印刷がもう一つ感心せぬのであります。どうかひとつ、一箇月後には總裁と詳細にわたつてタバコ論議をいたしたいと思つて、御勉強を願つておられます。

○福田(三)委員 私は、先ほど有田委員から總裁に對して質問されたことに對する總裁の御答弁に關連して伺ひたいのであります。先ほどタバコ民營の問題に對して、あなたは、タバコ民營の問題に對しては、あなたに重大であつて、いづれがよいか悪いかといふ点は、目下迷つておられるのだといふことを承つたわけであり、もしこれがこの委員会に速記録なりその他を通じて、外のタバコ辨作者の耳にそのまゝ入ると、昨日公社の方がおつしやつておられたように、どうしても葉タバコの増産をはからなければいけない時分に一大支障を来すと思つて、そこで私はあらためて伺ひたいと思つておられます。あなたもタバコ民營に對して迷つておられるのではないかと、先ほど吉田総理がタバコ民營を出したそのとき、言いかえれば、あなたが野におられたときにお迷ひなされたのであつて、今日専売公社總裁といふ齋物を着かえ、羽織を着かえ、たばこはきかえて、今日すつきりしたお姿になつたあなたとすれば、まさかタバコ民營に對して迷つておられるとは私は思つた。不動の精神をもつて、タバコ民營をいいたす必要はないといふ信念ができてゐると考へるが、その点どうかといふことを伺つておきたい。

これは重大問題です。

○入間野野明 タバコ民營問題はきつめて重大な問題でありまして、先年來論議されたのであります。この点をいかにすべきかといふことは、私はまだよく聞いておりませんので、白紙でおきます。従ひまして、現在の姿がいいか、民營がいいかといふことについては、十分研究してみたいと思つておられますが、それ以上詳しく、民營否なり、あるいはまた民營可なりといふことを申し上げることは差控たいと思つておられます。ただ、御承知の通り専売局が専売公社になりかわりましたので、私どもは普通民間公社に勤めておられますと同様な心持をもつて、現在の仕事を運営して行きたいと考えておられます。

○大上委員 塩業組合法案について、二、三お尋ねいたします。まず第一に、本案の第八條第一項八号に「組合員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」といふことをうたつておられますが、これはあらかじめ大体予測せらるるところの、いろくろな過去の問題とか、あるいは過去研究したつたものであるとか、習慣等があると思つて、大体予測せられる団体協約の締結の内容を二、三お示し願つたいと思つておられます。

次にお尋ねしたいのは、同じく第八條の三項に「地区塩業組合は、定款で定める金融機關に對して組合員の負担する債務を保証し」云々と書いてありますが、「定款で定める金融機關」とおつしやるのは、商法規定によつて定款で定められるのか、あるいはこの塩業組合法によつて特別な金融機關を指定なさるのか。

さらに前に福田委員から御質問があつたかと思ひますが、現在の塩の収納価格の原価計算の資料を要求いたしました。

次に、この組合員になる資格といひますか、あるいは塩田の所有権移転と申しますか、これについては相当いろいろの問題があると思ひます。最近赤穂の東浜におきまして、これが裁判されたらなつておるといふようなことも聞いておりますので、これも詳細に資料としてあげていただきたい。第三番目の収納価格と、組合員の所有権の獲得については、次会この資料によつて質問を展開して行きたい。本日は二項目だけお尋ねいたします。

○今泉政府委員 第八条の八号に、組合の事業といたしまして、「組合員の経済的地位の改善のために団体協約の締結」とありますが、これは塩業組合員だけに特定の規定ではございませんで、やはり一般の組合と同じように、組合員から成り立つております。大団体協約の締結もできるという一般的な規定でございます。

それから第二の金融機関関係は、これによつて特定の金融機関を指定するつもりか、あるいは一般の金融機関をさすのかという御質問だろと思ひますが、これはこの規定ができるために特定の金融機関を指定するという考えはございません。一般の金融機関をさすしておる次第であります。

○大上委員 そこで本案の最後に、いろいろ附則を入れていただいておりますが、それによりますと、大体「この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内におい

て、政令で定める。」また現在の塩業協同組合は、法律施行後二年間という相当長期間を置かれておられる。これはいかなる理由によつて置かれたのか。普通の法案でございましたら、大体半年または一年くらいのものが普通ではないかと思ふ。本法案について特に長期間を置かれておられる理由をひとつ聞かしていただきたい。

○今泉政府委員 準備期間の問題でございます。大体現在中小企業協同組合法によつて、組合としてできるものはでき上つております。もちろん今後新しくできるものもございしますが、大中小企業協同組合法によつてできておるものが、この法案による組合に移るというのが通例かと思ひます。そういう準備期間を考慮いたしまして、経過規定としてこういう規定を置いてある次第であります。

○佐藤(観)委員 入間野専売局長にちよつとお尋ねしたいのですが、この委員会が先般問題になりましたタバコ小売店の許可の問題は、出先と関連していろいろないごことがあつたようであります。あなたは新たに就任されたら、タバコ小売店の許可に関してどういふ方針を持つておられるのか、その一点をお伺いしたいと思ひます。

○入間野説明員 従来の方針で進みたいと思つております。距離、資産内容その他を考慮できめておるようですが、やはりそれでいいのではないかと考えております。

○佐藤(観)委員 従来の方針という、非常にあいまいな方針でございまして、いつも同僚委員から問題になつておりましたが、未亡人に許可をする

とか、あるいはいろいろ関連して、その出先の方で収賄とか、その他忌まわしいことがあつたと聞いておりますが、そういうことも含めて今まで通りということですか。

○入間野説明員 未亡人その他に関しては、特別に何か配慮しておるようではありませんが、収賄その他については、厳罰に処したいと思つております。私は、多少気の毒だと思ひますが、四万従業員をかかえておりますので、信賞必罰の実を明らかにして、断固として処置したいと思つております。

○淺香委員 今泉監理官にこの際伺つておきたいと思ひますが、先国会において、母子福祉法に基き未亡人のタバコ小売許可についての話が出まして、その節距離及び資産内容その他について相当緩和するということになりましたが、その後の状況はどういうふうになつておるか、この際お伺いしたいと思ひます。

○今泉政府委員 先般本委員会において、担当の部長、それから私から、本委員会の方にお約束した未亡人及び身体障害者に対する特別の措置の関係は、さつそくちよつと開かれておつた局長会議にも付議いたしました。その後正式の専売公社総裁通達をもつて各局長の方に通達してございます。その実施の結果は、幸い今月末に各局長を専売公社総裁が招集してありますので、その局長会議において実績がわかつて来ると思ひます。今日その通達の結果どうなつたかということも、まだ承知いたしておりませんが、幸い今月末開かれますので、その会議を通じて、その実施の結果について御返事できる

ものと思ひます。

○淺香委員 今の御説明では、この月末に会議を開いて、各出先機関からの報告を集計するというお話でありました。しかしながら前国会から今日に至る数箇月間の――これは本委員会におきまして一応問題になつた点であります。その後の推移くらいはおわかりだろと思ひますので、もう少し何か具体的な御答弁をいただきたいと思ひます。

○今泉政府委員 まだ過渡的な段階にありますが、最終的な報告は受けておりませんが、昨年度における指定不指定件数は、今までわかつたところでは指定が約三千人、不指定関係が六千人となつております。なお詳細のことは、今月局長会議で東京の際に、個々の点について最近の数字をとつて御報告できるよりにしたいと思ひます。

○淺香委員 指定が約三千人といわれましたが、その数字はしかし確たる自信をもつてお答えの数字でありましたか。

○今泉政府委員 間違いありません。○佐藤(観)委員 小額通貨の問題について、石田理財局長にちよつと御質問したいのですが、端数を削つたり小額通貨を整理するという問題は、事は簡単でありますけれども、インフレ要因になる傾向が非常に多い。たゞ政府からそのような意見を聞いておられて、今度新しい法案を出されるわけでありまして、こういう点について、そういう懸念が全然ないのかどうか、御説明を願いたいと思ふのであります。

引が最近非常に少くなつて来ております。端数の問題につきましても、従来とも国庫金の計算その他において、だんだん銭単位の取引を整理するような方向をとつて来たわけでありまして、その上で、大体もうこれはなくしてやいのじやないかという判断に基いてやるのであります。従来ありましたが、それを突然にやりますれば、お話のような点もあるかと思ひますが、従来からやつて参りましたところからいまして、もうやめてよろしい段階にあるのじやないかと考えましてやるのであります。御懸念のような点は、ありません。○佐藤(観)委員 そうなれば、ひとつ問題になるのは造幣局でございますが、御承知のように造幣局は補助貨幣をつくつておるわけですが、補助貨幣もついでにやめてしまつて、造幣局をなくしたら国の経費が楽になるのです。そういう切つた方法を考へておられるかどうか、その点を伺いた

い。

○石田政府委員 今回整理いたしますのは、大体銭単位のものでございます。ただ一円一円の補助貨幣がございしますが、これはすでに名目価格よりも実質価格の方が高くて、そうして鋳つぶされていくことがあります。補助貨幣を鋳つぶした場合には罰則があるのだが、実情に即しないからやめたがよろしいというので、議員提案によりまして、すでにこのものについては罰しない、鋳つぶしてもかまわな

いという法制になつておるわけでございます。そこで一円が例外的に入りませんが、そのほかは大体銭単位のものをやめようということでございます。補

○石田政府委員 円未満の銭単位の取

す。

す。

す。

す。

助貸ということになり、一円も補助貸でございまして、五円、十円も補助貸でありまして、この十円、五円をやめてしまおうというふうなことにいたしますと、これは先ほどの御質問にも関連いたしますけれども、重要問題であつて、われ／＼はやはり五円、十円というものは残しておくべきものであると、かように考へておる次第でございます。

○有田(二)委員 関連。今社会党左派の佐藤次郎君より、造幣局を廃止しろというふうなお言葉があつたのでありますが、速記録を調べて、間違ひであれば御修正を願ひたい。私は少くとも今理財局長が言つたように、補助貨幣の五円、十円、あるいは将来それ以上のものをつくらなければ、今日の十円紙幣を見ましても、まづたぐりたくなつて、紙幣ではあつた十円とか五円とかいうものはいけないので、そのためには造幣局はせひなければならぬものである。これは佐藤さんの言ひ間違ひではないかと思つておられます。その点をひとつ……。(一)廃止せよと言つてゐるか。(二)呼ぶ者あり(速記録を調べてみたまえ。廃止せよと言つた。

○千葉委員 私語を禁じます。どうぞこちらへ質問を願ひます。
○佐藤(三)委員 有田君は耳が悪いのか知りませんが、私は決して造幣局を廃止しようと思つてゐない。補助貨幣がなくなれば、造幣局を廃止したらよさうなものだが、それは行かないというふうなことを質問したのであつて、有田君は大体早のみ込みで、人の質問を聞かぬ人でありまして、そういう間違ひであることをあらためて申し上げておきます。

○内閣委員 関連して。私はそんな見解はしないのです。この小額通貨のことはよくわかるのですが、むしろ私は、最後の券二つをなくしたらどうかと思う。銭という呼称は通用しない、こういうことになつたらどうかと思つておられます。それからもう一つ、この六条ですが、五十一銭持つて行くといふこと、一回限りとありますが、一月に一回限りか、一年に一回限りか、一生に一回限りか、どういふことなのか、期間が書いてないのです。おそらく私は一生について一回限りといふお考えは、よろうかと思つておられますが、あとからまた出て来ます。私は決して不長心的な気持ちではないのです。非常に良心的な気持ちで、こんなものはどこに入つてゐるかからぬ。たんすの中にもあるけれども、捨てるというものはまつになるのですから、やはりかえに行かなければならぬといふことが起ると思ふのです。その点はどうかと思つておられます。券を二つ切り捨てるといふことにしたらどうかといふこと、もう一つ第六条は、これは一日に一回か、一月に一回か、一年に一回か、一生に一回かといふお尋ねであります。

○石田政府委員 今度のこの法案が通りますならば、実質的な問題といつたしまして、銭といふものはなくなるのでございまして、そういう通貨がなくなるわけでもありません。従ひまして、呼称は残りますけれども、実際問題としては、銭はなくなつたと同じ状態になると思ひます。そこで、なお銭といふものをやめてしまふのかといふことと最後の問題があるかと思ひます。これは日本の貨幣制度をどうするかといふことと関連するわけでもございませぬ。現在銭があるのは、貨幣法において円を単位として、補助単位として銭といふものがあるといふことになつておるわけでもありません。従ひまして銭を廃止するといふことをやりますならば、むしろさかのぼつて日本の貨幣制度をどうするかといふことまでよく考へてから措置すべきものと、かように考へますので、今の段階といつたしましては、とりえず實際上の経済取引の上からいたしましては、銭がなくなつたと同じ効果を生ずといふこととどめておくのが至当ではないかと思つておられます。

それから第二の問題でありますところの、一回といふのはどういふ意味であるか、これにつきましては、この法案にもございませぬが、ことし一ぱいは流通させておきますが、来年の一月から回収に入るわけでありませぬ。半年の間回収期間がありますから、一生の間云々といふお話がございませぬけれども、これは整理の都合から申しましても、どうしても一月、六月の間だけの話になるわけでありませぬ。それから第二の話といつたしまして、一月、六月の間は毎日、あるいは一日のうち何回も持つて来てよろしいかといふと、そういう趣旨ではないので、この期間において一度といふ趣旨でございませぬ。それで、五十一銭持つて来たら一円渡すといふことは、一応端数があつた場合は、全部これは切り捨てるといふことをよそでやつてゐるところもございませぬ。しかしこのやり方といつたしましては、国庫の計算その他におきまして現に四捨五入といふ原則をとつて

おりますから、それによつた方がいであらう、しかし今度四捨五入であるなら同じで、同じときに来て、そしてこれは一回五十一銭かえてはし、それからその次にまた五十一銭かえてほしいといふことでは趣旨が違ひますから、それをしないようにしたい、かように考へておる趣旨であります。

○内閣委員 そうしますと、名前さえかえて行けばいいわけですか、結局は……。そうすると八千六百万人來れば、全部かえなければならぬことになつておられます。五十一銭持つて來れば、四十九銭は国の負担になるわけですね。そうすると、国の大きな負担になると思つておられますが、予算的措置はどうなつておられますか。

○石田政府委員 これはすべての方が五十一銭しか持つてないといふふうな考へることがどうかと思つたのであります。それからまたかりに、一円二銭持つておられる方が五十一銭にわけて二回持つて來るといふことは、国民の良識としてやらないであらうといふふうなわれ／＼は思つておられます。また今電車に乗りましてもバスに乗りましても、乗物等に乗りましたら、とてもそれだけのことはコストは合わないのであります。私はそういうことは、国民の良識からいひましても、実問題からいひましても、あり得ぬものであらうと考へておられます。そういうことが非常に頻繁に行われると考へておられます。ただし、そのためにある程度の差額を生ずるといふことは、これは考へなければならぬことであらう、われ／＼の方といつたしましては、

ありましたけれども、一軒のうちで皆さんがそれ／＼わけて持つて來られるといふこともないと思つたので、世帯数を基準にして考へてみますと、かりに世帯が、事務所とかいふ／＼ありますが、大体二万くらいが単位になるのではないかと、二千万のものが一回やるといふことになれば、五十銭損をするとしても千万円の損で済むのだ。その点に對しては、日本銀行に對して交付しなければならぬ。その手当はいたしておきます。

○大平委員 今の内閣委員が言われたゼロ二つをけるという問題ですが、この間私が政務次官に御質問申し上げたら、政務次官の御意見では、貨幣価値の根本に觸れるような問題で非常に慎重にしなければならぬ、その気持はよくわかります。また国際通貨基金に加入いたしました場合に、一円の金は金が何グラムといふことにきまつておるから、そういうたぐひの改訂もむづかしいものだといふようなことではあります。今理財局長の御説明では、貨幣制度の問題だからといふことであります。もとより貨幣制度の問題に違ひないのですが、いづれにせよ、非常にむづかしい問題だから慎重にやろうといふお気持はわかるのですが、それから一歩も出ていないような気がするのであります。要するに今この問題につきましても、いろ／＼文獻を調べて見ても大した資料がございませぬし、日本のような特殊な事情に置かれた国といふのはめづらしいのではないかと考へます。しかしわれ／＼国民の日常生活から申しますと、いかにもエネルギーをロスする非効率があるものであります。取引の実態からは小額通

普及としまして、展示会をやりま
すとか、各業界の協力を相ま
らして、粉食の加工品の質の向上に努めてお
るわけでございます。御承知のよう
に工業、めん工業におきま
しては、これは非常に中小企業でござ
います。これを一時に大工場に切りか
えて、極端な大企業でやることは
不可能でございます。だん／＼中小企
業に對しまして、資金のあつせんそ
他によりまして合理化を進めて行
つて、良質のパンをつくつて行くこ
とを指導して行きたいと考えてお
ります。

○逓信委員 今のお話を聞いてお
りますと、非常に抽象的な話でありま
す。昨日も逓信部長が見えられまし
たので、粉食の普及徹底とい
うことをどういう方向からやるかと私
が質問いたしましたところ、最近の学
校給食などを通じて粉食の徹底をは
かりたいというお話でありました
が、そこで問題になるのは近ごろ給食用の
パンの質が非常に悪い。PTAの会合な
どでは、いつもこれが課題になつて
おる。なぜこんなにパンの質が悪い
か、また不評判かということについて、
長官としておわかりになつておられ
る点を、具体的なお考えがあれば、
ひとつお示しを願いたいと思
います。

○前谷政府委員 御承知のように、
政府が委託加工しまして配給いた
します場合、あるいはまた標準規格
として小麦を考へておられます場
合の小麦の歩どまりは、七八程度
であつたわけでございます。ところが
御承知のように、実際に考へま
して小麦の市販されてお
りますものは、非常に良質な、歩ど
まりが七〇から七二、七三とい
うもので

でございます。従ひまして、学校の給
食の場合におきましては、歩どまり
を高くいたしまして計算いたして
おるので、一般市販のものよりも
小麦の質が落ちておるようによ
うに考へられまして、本年度から
この歩どまりを下げ、そして市販
のものに劣らないような良質の原
料を供給して参りたい。同時に、
この学校のパンにいたしましては、
加工の問題でございますが、これ
につきましましては、文部省とも
十分連絡をとりまして、具体的
には講師の派遣、それから文部
省におきましては、栄養士の講
習といふふうな点におきま
して、そのパンがよくなるよ
うに指導して参りますので、具
体的な指導は文部省でやつて
おられますが、技術的な指導とい
は、われ／＼は学校給食のパン屋に
對しまして、地方別に講習会を開
きますとか、あるいは講師を派
遣するとかいふふうなことを
やつておられます。

○逓信委員 パンの質の悪い原因は、
粉にあるというお話でありま
す。また将来パンの方にあつては、
特に市中で販売しているパンに
使つた小麦の程度に良質のものを
パン用にまわすといふお話を
伺つて、私のある程度研究いた
したものと大体歩を一つにいた
してありますので、非常に力強
く思つたのであります。今、どう
いふものか、どういふものか、
どういふ方面から輸入してお
られるか、またパン用にはどの
方面のものを流しておられる
か、一応この際承つておき
たいと思つておられます。

○前谷政府委員 輸入につきま
しては、小麦につきましましては、
百五十三万トンの輸入計画を
いたしてあります。輸入先は
アメリカとカナダと漳州

でございます。本年度におきま
しては、そのほかにアルゼンチ
ンも入る予定であります。パン
用といつたしましては、先生も
御承知のように、マニトバ
は、先生も御承知のように、
関係が一等良質な粉になつて
おります。大体学校給食にま
わしては、これは製パン技術
の問題と、全部マニトバとい
うわけには参りません。ウエ
スタン・ホワイトその他のもの
もある程度までつて売却いた
してある次第でございます。そ
れは技術の向上と相まちな
して、だん／＼にその品質等
もかわつて来るかと存せられ
ます。

○逓信委員 御承知のように、
パン用としてカナダものが非
常に使われています。品質も
よいといふように聞いてお
るのですが、今の食糧庁が粉を
輸入入れます場合に、アメリ
カもの質の悪いものであつ
ても、値段が安ければという
ので、量本位に入れていられ
るような傾向が見受けられる
のですが、この点をひとつ御
心算を伺いたいと同時に、
カナダものでも二号、三号と
いふもの、識別、選別等は
できぬものだらうか、こ
ういふ点をちよつと伺つ
ておきたいと思つてお
られます。

○前谷政府委員 百五十三万
トンのうち、国際小麦協定によ
つて入つて参りますものは
九十一万トンくらいござ
います。従ひまして、その
九十一万トンと、アルゼンチ
ンから入つて参りますものが
二十万トン余でございます
から、あと三、四十万ト
ンのうち、自由買取つて
おります。それから九
十萬トンの小麦協定の場合
におきましては、これは
自由買取つて参ります。

するといふ形にはならないと思
います。残りのものにつきま
しては、お説のようにカナ
ダもの、アメリカものを
合せて買つてござ
います。もちろんわ
れ／＼といつたしましては、
価格の安いといふことが
重大関心事でございます
が、同時にまた国内の
需要傾向からいたしまして、
ハードのものを
需要するもの、ソフトの
ものを需要するものと、
この需給関係を考へま
して、両者大体需給の
できるようにやつて
参りたい。昨年度にお
きましては、その
バランスがうまく行
かなかつたとい
う点はござ
います。今後、その
点については十分注
意をして参
りたいと思
います。

○逓信委員 具体的な数字などは
この際避けるをいたしまして、
非常にパンの品質の悪い第一
の原因は、現在パン用にまわ
しておられるところの小麦粉
が原因の重大な一つであるとい
うことをお認めになりました
ことによつて、将来さらに
この問題の打開について
考へていただけるものと私確
信いたしております。この
点はこの程度にいたしま
す。

次に、先ほど粉食加工の技術
の向上といふことにも原因が
一つあるといふことを言
われましたが、私は加工
が非常に安いところに一つ
の原因があるのではないかと
思つておられます。二
十七年の六月に統制が
はなれました。そのとき
に一斤三十四円以上で
売つてはならぬといふ
ことを規定されてお
ります。すけれども、
御承知の通り原料の
小麦粉、イースト、
あるいはバター、
砂糖といふものが
値上りをし、さらに
砂糖は御承知の
通り、今度消費税が
二割つくとい

となつております。このように
原料が値上りをしてお
るのに、価格をこ
のままに捨てるという
手は私には
思いません。従つて
それがた
だちに品質に影響する
といふことも、私は
論をまたぬと思
つておられます。この
問題に對しては、
長官は
どうい
うよう
にお考
へにな
ります
か。

○前谷政府委員 その前に一言
学校給食に對しては、
食に對しては、
御承知の
ように、
学校給食は
全国的に
散らばつ
てお
ります。政府
的に散ら
ばつてお
ります。原料
の麦の
下下
半額に
いたして
お
ります。加工
の關係、
あるいは
運送の
關係は、
おのず
から消費
者の負担
になつて
お
ります。で、
やはり近
いところ
から
払い下
げるとい
ふこと
になる
と思
います。地
方的に申
しますと、
中小製粉
が地方に
多うござ
います。大
型の、良
質の、と
りわけを
なし得る
といふよ
うな大工
場は、港に
あるとい
うよ
うな形
でござ
います。ど
うしても
製粉技術
の点は、
仰せの通
りそこ
にある
かと思
います。し
かしなが
ら輸送の
経費の面
で、學
童に對
する負担
を軽減す
るため
には、遠
くから持
つて行く
といふ
ことは、
運賃にお
いて相
当負担が
かか
ります。で、
その
点が困
難でござ
います。今
後とも
中小工
業に對
する技術
の向上
といふ
点も、十
分には
か
つて
参
りたい。
第二番の
技術の
点、それ
に關連
いた
します
加工賃
について
ありま
す。仰
せのよ
うに、
昨年度
にお
きまし
ては、
統制時
代の加
工賃を
もつて
そのま
ま採用
いた
して
お
りまし
たが、
その
後にお
きまし
ては、
歩ど
まり
關係
の低下
の問
題、あ
るいは
人件
費、そ
の他
の諸
材料
の値上
りとい
う点
が
あり
ます
ので、
本

年度におきましては、そういう実情も考慮いたして考へておるわけでございますが、御承知のように政府といたしましては、やはり消費者に渡ります場合の最終製品の価格を安定し、そして消費者の家計を安定するという一方の責任がございますので、その点はやはり加工業者にもできる限りの御勉強を願わなければならぬ次第であります。本年産の麦の払下げにつきましては、内麦が上りましたにつれまして、同じ割合ではありませぬけれども、内麦の売払い価格は多少上げられております。しかしながら小麦につきましては、昨年と同様にすえ置きにいたしておるわけでありませぬ。外麦につきましても、原則といたしまして、内麦の小麦が上らないという建前をとりまして、当然歩どまり関係が技術的に出て参りますので、これも昨年度の内麦と同様の売払い価格になりますと、外麦もその歩どまり関係において、水準といたしましては、当然昨年と同様のことにならざるを得ないと思ひます。

○前谷政府委員 昨年度の政府の払下げは、小麦は内麦におきまして二千四百円でありました。外麦につきましては、それに歩どまりを見まして、約七〇程度値段が高くなつております。これは歩どまりで、品質が良質でございますが、当然のことだろつと思ひますが、昨年度におきましては、政府は、二千四百円の内麦、それに相応いたします外麦の払下げによりまして、大体小麦の価格は、十キロ五百円見当と考へておつたのでありますが、現実におきましては、小麦の現在の市価の状況は、五百三十円から三十五、六円になつておるだろつと思ひます。それは、結局加工費なりその他の材料が上つたために、政府の払下げ価格がかわりませぬので、おのずから最終製品価格は高くなつておるのであります。これはコストの増高もございまして、同時に製品がよくなつた点もございまして、本年度におきましては、この実態を考へまして、昨年度五百円見当においでおりました小麦の価格を五百二十円見当にする。その面におきまして、現実加工費の実態というものを反映させて参りたいというふうに考へております。

○浅香委員 もう一つ、はつきりお答えがないようですが、いろ／＼な材料が上つておるといふことはお認めになるのですか。ところが加工費をそのまますえ置きにいたして、やはり品質の悪い原因にこれが関係して来るので、その加工費をひとつ近い将来に改める御意があるかないかというのを聞いておるのであります。

○前谷政府委員 実は加工費の点は、麦製品につきましては、最終製品価格まで押えておらないわけでございます。政府といたしましては、原麦の払下げ価格だけをきめまして、あとは實際上の社会的なコストの関係において最終製品価格がきまつて参るわけでありませぬ。その場合に、加工費が現実には昨年度よりも上つておるといふ事実は、われわれも認めておるわけでございます。従いましてその実態に即応いたしまして、最終製品価格もこの程度に上ることは、やむを得ないだろつというふうに考へておるわけでありませぬ。ただ御承知のように、パンなり小麦粉につきましては、最終製品価格に公定価格がございませぬから、政府は最終的にそれで押えて行くということではございませぬ。で、実態的な加工費も考へまして、最終製品の安定の目標と申しますか、目安をそこに置いておる、そのお立場には、加工費の実態も十分考へておるといふわけでございます。

○浅香委員 給食に關して委員会がつかられておられますが、私が聞き知る範囲内においては、文部省と農林省と厚生省、この三省のお役人がお集まりになりまして委員会をつくつて、食生活の改善、粉食の奨励、学校給食の改善等についていろ／＼協議をしておられるというのを聞いておるのでありますが、これは事実でございますか。

○前谷政府委員 御説の通りに、われわれといたしましては、粉食普及を推進して参ります面におきましては、官庁のみならず、関係各方面の御協力を得なければならぬことは当然でございます。まして、実は実質的には、関係団体の協議会というふうなものを相談をいたしておるわけでございます。今後こういう機関というものは、御説のようにだん／＼明確と申しますか、充実に参つて、御趣旨の方向に進みたいと思ひます。

御質問でございますが、われ／＼としまして、粉食普及につきましては非常に関心を持つておることでございます。これにつきましてには予算の關係もありませんので、今年度におきましては、これに助成するというふうな予算は考えておりませんが、将来におきましては十分努力いたしたいと思っております。

それからなお粉食關係の専門学校といたしましては、調理士の学校でございますとか、いろいろな学校が必要になつて来ると思ひますが、農林省といたしましては、それ／＼厚生省なり文部省の専門の方面にその点はおゆだねたい、かように考えております。

○淺香委員 しかば民間方面でいろいろものを設立しようという場合に、農林省としても積極的な援助の御意思があるかという点と、それから食生活の改善等にどれだけの予算を計上しておられるか、二十八年年度の計画等を、わかりましたら聞かしていただきたいと思ひます。

○前谷政府委員 民間のそういう専門学校設立の場合におきまして、農林省としてこれに対して援助するか、かような御質問でございますが、現在におきましては、農林省といたしましては、そういう指導者の養成、おそらくパンの学校でございますとか、あるいは栄養士の学校ということになろうと思つておりますが、現在の行政の区分からわけますと、厚生省なり文部省の方になつております。農林省といたしましては、それに精神的、あるいはその他の所管に應じた御協力をいたしたい、かように考えておるわけであり

ます。それから本年度の予算といたしましては、御承知のように学校給食につきましては、小麦を半額安く払い下げるといふことで予算を計上しておるほか、粉食普及の展示会とか、講師派遣という面におきまして、百五十万円ほどの予算も計上しております。

○淺香委員 あまり時間をとりましても恐縮でございますから、また次会に譲るといたしまして、今栄養強化で、エンリッチをやつておられますね。これはどういふ監督をしておられるかということと、それから一体どの程度の金額になつておるか、これをお尋ねしておきたいことと、いま一つは、先ほど申しましたように、砂糖の消費税をこの委員会で今度審議を願うわけですが、私は、少くとも学校給食に使用する砂糖は、消費税は免除すべきだという考えを持つておるのですが、これは長官はどんなお考えでございますでしょうか。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。エンリッチの問題につきましては、現在政府として正式に手をつけておりますのは、学校給食につきまして、ビタミンBをこれに混合いたしておる。それによる費用の増加ということとは、学童に負担をかけるのでやめて参りたいということをやつておるわけでありまして、政府といたしまして正式に取上げておりますのは、小麦粉の学童給食用に対するエンリッチであります。なおほかに、民間のいろいろの問題におきまして、米に対するエンリッチの問題があります。これにつきま

しては、方法論が数通りあるようでありまして、工場關係もまだ十分整備いたしておりませんが、ただ試験用につくつておるといふ段階でございます。これはコスト關係、あるいは配給方法の關係等いろいろ問題がございます。われ／＼としましては、米のエンリッチについては、その必要を十分考へられますが、具体的にこれを取上げるかどうか、そして取上げました場合に、どういふ形で持つて行くかということについては、検討中でございます。

○淺香委員 諸点につきましていろいろお話を伺いましたが、長官もおかわりになりまして聞かないことでもありますが、昨日も、総務部長さんが代理としてここへ出席されましたから、質問いたしましたところ、どうも専門的なことはわからぬというので、やむなく質問を差控えたようなことであります。私は、少くとも長官と代理されるような総務部長が、こういつたこともお答えできぬということ、非常に心細く思つております。同時にまた、長官の今のお話を伺つておると、わかつた点もありませんが、私どもの質問のポイントをはずされておるのか、はずれておるのか、わからぬ点もあつて、いささか物足りない点も実は感じましたのであります。御承知の通り、粉食が非常にやかましくいわれるようになりまして、法律によつて制定までしようというふうな今日でございます。ことにお互いのかわい子供たちがお昼に給食されておりますが、親としては、始終関心を持つております。ことにパンなど、最近質が悪いといふことが出て参りました。やはりそ

のよつて来た原因の第一番は、小麦粉にある、同時にまた加工、あるいは技術、もしくは機械等の設備等々にあると思つておりますから、こういう方面にすみやかに積極的な御研究をしていただきまして、こういう世上の声を好転していただくようにおとりはからいをお願いしたいことを特に希望いたしまして、私の質問を終る次第であります。

○小川(豊)委員 きのう私の要求しておいた資料を、あなたはなるべく早く出して来る、こういうお話でしたが、いつごろになりますか。

○前谷政府委員 今いろいろ前のことを調べさせておりますから、来週の中ごろにはできると思ひます。

○小川(豊)委員 それにつけ加えて、二十七年に下した大豆の資料をほしいのです。大豆の量と下げ先をこの前と同じような形で資料として出していただきたい。時間がありませんから、私はこれでやめます。

○千葉委員 次会は七日火曜日の午前十時から開くことになりました。本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十一分散会

計への繰入金に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
昭和二十一年度における一般會計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金償還期限の延期に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
金管理法案(内閣提出)に關する報告書
造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

〔参照〕
昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
小額通貨の整理及び支払金の端數計算に關する法律案(内閣提出)に關する報告書
一般會計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会

第一類第六号 大蔵委員會議録第十五号 昭和二十八年七月四日

昭和二十八年七月八日印刷

昭和二十八年七月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局